

建武三年十一月十日 承了判 重義判也

〔太閤記 十三〕就高麗陣掟條々略 中

同○文祿元年三月 廿六日、將軍○秀吉 豊臣 都を立て打せ給ふ、○中 卯月五日六日比に行滿ぬ、肥前國名護屋

は、昔年松浦さよ姫がもろこし船をしたひし湊也、此所を旅館と被相定、九州勢として拵侍りぬ、  
〔西遊雜記 七〕名古屋の地は、北は大海にして朝鮮に相對し、南は山連々として要害の地也、秀吉公朝鮮の御征伐の時、諸侯在陣ありし屋敷跡、今は悉く畑と成て其形なし、亥かれども爰かしこに壇取のこりて、むかしを思ふ情あり、

〔佐藤元海九州記行〕長崎ハ、彼杵郡長崎甚左衛門照威君ガ領セシ、元龜天正ノ頃マデハ、町數五六十二過ザリシトゾ、今ハ八十餘町ニテ、石高三千石餘リ、家數一萬千六十五軒、男女五萬二千七百二人アリ、町年寄八人、一丁毎ニ乙名庄屋各一人、組頭二人ヅ、御奉行所二箇所、御代官高木氏、居館ハ勝山町ニ在リ、

〔西遊雜記 六〕佐賀ニ至る、神崎より三里、昔時龍造寺隆信の居城ありし城にて、平城ながら要害あしからず見ゆ、外見せしに、主圖合結の圖に同じ、市中十八町、六千軒の地と云、草葺の小家も交りて見苦敷町ながら、長々敷一筋の町も有所也、

〔佐藤元海九州記行〕唐津城ハ、秀吉公ノ築カレタルニテ、石疊ヲ海ニ築出シ、甚ダ堅固確壯ノ城ナリ、町家モ四五千軒モ有ルベシ、頗ル賑ナル所ニ見ユ、城外ニ唐津浦アリ、虹ガ浦トモ稱シテ、勝景ノ地ナリ、東西二里、北ハ朝鮮國ニ對シ、海面ハ玄海灘ニテ、潮水至テ深シ、海濱ハ白沙ノ干潟ナルヲ以テ、日ニ映ジテ極テ奇麗ナリ、並松ノ青々タルト、白沙ト、夕日浪ヲ照ス紅影ト、虹ヲ見ルガ如キヲ以テ名ヲ得タリ、且又巾振山、浮竹山、玉島川、大島山等ノ名所アリ、浮竹山ハ頗ル此邊ノ高山ニテ、北方遙ニ朝鮮ノ山ヲ見ルト云フ、絶景極テ多シ、唐津ヨリ福岡城下ニ行クニハ、十里ノ行程